

2011年5月27日

内閣総理大臣 菅 直人 様
沖縄県知事 仲井真 弘多 様
沖縄県議会議長 高嶺 善伸 様

第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団

団長 新川 秀清



普天間基地の嘉手納統合案に反対する要請文

すでに消滅したはずの普天間基地の嘉手納への統合案が、またぞろ蠢き始めてきた。先般来沖した米上院軍事委員長レビン氏が米国防総省において共和党の有力議員と足並みをそろえ、普天間基地の嘉手納への統合案を提言し、各面に大きな波紋を起こしている。この統合案は、1996年に日米両政府が嘉手納統合案を検討したことがきっかけとなり、沖縄市・嘉手納町・北谷町の3自治体が3連協を結成し、反対ののろしを上げ、県民世論も反対が大半を占め、すでに立ち消えたはずであった。

しかし、今また頭をもたげ、内外に大きな混乱をもたらそうとしている。現在嘉手納基地は、米軍が勝手気ままに乱用の限りを尽くしている。基地からわずか100メートル以内で住民は生活しているにも関わらず、昼夜を問わず騒音・爆音とさらに排気ガスをまき散らし、住民に受忍限度をこえる過度の負担を強いている。一体世界中の軍事基地でこのような非道極まりない運用があるのか。ここ沖縄の軍事基地だけではないのか！

イタリアでは1日44回しか飛行は認められていない。米本国でオスプレイの訓練で、住民から騒音の苦情が寄せられると、途端に訓練は取りやめている。このイタリアや米本国の例に比べると、一体この沖縄はなんなのか！私たち沖縄のひとを人間として見ていないのではないのか！差別としか言いようがない！

夜の10時から翌朝の6時というのは、人間である以上どこの国の人間でも睡眠はとらねばならない。そうでないと健康に生きていけない。ところが、嘉手納基地は“不夜城”であり、24時間切れ目なく75デシベル近辺の騒音をP3Cオライオンがまき散らしている。これでは付近住民はたまったものではない。日本国憲法第25条が保障する「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が真っ向から侵害されている。侵害しているのは他国の軍隊であり、その他国の軍隊の米軍に日本政府はものが言えず、住民を見捨てて

国の従属国家に住んでいるのか！“静かな夜を返せ”と30年前から叫んでいるが、一向に改善されていない。それどころか、2010年には夜10時から翌朝6時までの70デシベルを超える騒音は4,992回。安息時間の夜10時から翌朝6時まで1日平均14回も騒音をまき散らしている。

嘉手納基地の米軍機数は常に流動的である。常駐機に加え、常時本土や米本国からの外来機が乗り込み爆音の上積みがなされている。住民がいくら悲鳴をあげ、抗議の声を張り上げようが、日米両政府は取り合わず、黙殺し続けている。この不条理極まりない嘉手納基地に今また普天間基地のヘリ部隊を押し付けようというのか。とんでもないことである。一体住民を何と思っているのか！

統合案を進める前提として、現在の嘉手納基地の機能を他府県へ分散し、トータルで騒音を今より減らすと聞こえてきている。耳障りのいい話かも知れないが、一体誰が、どこがそれを保障出来るというのか。住民の悲痛な声はことごとく無視され続けてきた。騒音防止協定は守られず、米軍は「運用上の理由」で勝手気ままに24時間騒音・爆音をまき散らし、排気ガスの悪臭で住民を苦しめてきた。機能の分散といってもまた「運用上の理由」で嘉手納に乗り入れることの現実性が高いと、我々は見ている。

国内で唯一米軍専用の射爆場があるのは久米島の鳥島など、ここ沖縄だけである。世界的にも射爆場は閉鎖の傾向にある。韓国のメヒャンリ射爆場は2005年に閉鎖され、プエルトリコのビエケス米軍射爆場も2003年に閉鎖された。それらの事情等から、岩国からF18ホーネット、米本国からF22ラプターなどが数か月単位で入れ替わり立ち代わり嘉手納に乗り込んできている。日本政府はこれら外来機に対し何の規制もしていない。たとえ、嘉手納基地のF15イーグルが全て移設されても、外来機としてまた嘉手納に舞い戻り、居座ることが予想される。いまの嘉手納基地機能の移設云々には、射爆場と広大な訓練水域の移設が抜け落ちている。これでは移設の意味がない。これらの事から「嘉手納統合案」はさらなる負担増にしかならない。射爆場と訓練水域の存在を隠す「統合案」は県民を愚弄するものだ。我々はもはや騙されない。日米両政府は信用出来ないのだ。住民がそう疑うよう仕向けてきたのが、日米両政府ではなかったか。我慢の限界はすでに超えている。これ以上の負担は考えられない。よって、普天間基地の嘉手納統合案は断じて認めるわけにはいかない。そして、普天間基地の固定化も許さない。国頭などへの県内移設も認めるわけにはいかない。我々沖縄県民は、これ以上基地被害に苦しめられるのはもうたくさんだ！日米両政府は普天間基地を国外へ撤去すべきである。

貴職におきましては沖縄県民の基地被害を取り除くため、最大限のご尽力をいただきたい。

以上要請する。